

第1章 計画の策定趣旨および位置づけ

1 計画の策定趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や、核家族化、都市化といった社会状況の変化などにより、身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、地域での支え合い機能が弱まってきている状況があります。このような中、本市は、誰もがそれぞれの地域で自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向けた取り組みを総合的に推進するため、平成17年5月に「支え合いのまち推進プラン—仙台市地域保健福祉計画—」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

この計画では、地域のなかでさまざまな保健福祉サービスが効果的に展開されることはもとより、市民をはじめ、町内会、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、福祉施設等の地域に関わる多様な担い手と行政が連携・協働して、地域の生活課題を解決していく仕組みを構築することを目指してきました。

この間、少子高齢化は一層進行し、社会状況は著しく変化しています。地域ごとに状況は異なり、地域の特性に応じたきめ細かな支援がますます求められています。また、公的な保健福祉サービスは、それぞれの分野ごとに充実が図られてきてはいるものの、市民の地域生活におけるニーズはさらに多様化・複雑化し、身近な地域でなければ対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

一方では、NPO、ボランティア活動などが活発化し、新たな市民の力による地域のつながりが生まれています。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からは、地域や仲間・組織による支援、若者をはじめとする多くの方々のボランティア活動への参加など、「市民力」が再確認されました。

このような地域情勢の変化や復興に向けての新たな生活課題等も踏まえ、第1期計画の取り組み状況を確認し、地域において支え合い、助け合う力（地域の福祉力）を高めていく取り組みをさらに充実させていくため、第2期仙台市地域保健福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

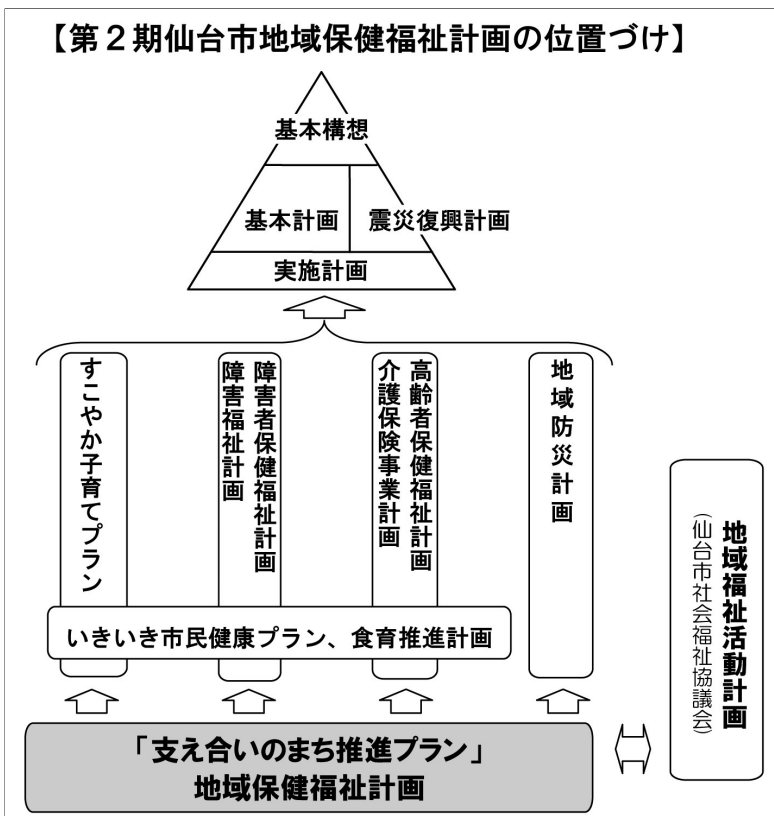
本計画は、地域における支え合いを促進し、行政をはじめ町内会、民生委員児童委員（以下、「民生委員」という。）、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、事業者、学校、企業、専門機関等が、協働により地域保健福祉を推進していくため目標や施策の方向性を定めるものです。

また、本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけ、この法律による、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を盛り込んでいます。さらに、平成19年8月の厚生労働省社会・援護局長通知による、「災害時の要援護者支援」の方策も盛り込んでいます。

本計画は、「仙台市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」や「震災復興計画」を上位計画とするとともに、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者保健福祉計画・障害福祉計画」「すこやか子育てプラン」「地域防災計画（平成24年度中に見直し）」などの分野別計画が、地域においてより効果的に展開されることを支える役割を果たします。

なお、本計画は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）が策定している、地域住民やさまざまな機関・団体が連携・

【第2期仙台市地域保健福祉計画の位置づけ】



協働しながら地域福祉活動を進めるための民間の活動計画である「地域福祉活動計画」と、それぞれの役割を活かしながら相互に連携を図る必要があります。本市と市社会福祉協議会をはじめ地域住民・地域団体・関係機関の連携・協働により、本計画と地域福祉活動計画を一体的に推進していきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4カ年とし、終期を上位計画である「震災復興計画」と同じくし、復興期において地域が支え合う力を推進する計画としました。

4 市民参加による計画策定

(1) 仙台市地域保健福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、福祉関係団体、医療関係団体、ボランティア団体、NPO、町内会、学識経験者など17名による「仙台市地域保健福祉計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を平成22年3月に設置し、審議を行いました。

(2) 計画策定過程における市民参加

本計画は、市民が主体的に参加するさまざまな活動など、地域保健福祉を推進するための活動等を積極的に推進することを目的としているため、計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見を反映させる必要があります。

計画策定過程における市民参加として、以下の取り組みを実施しました。

① 市民アンケート

地域保健福祉に関する市民のニーズや意識・意見を把握し、また、社会福祉施設やNPO法人における地域との関わりの実態等を把握する目的でアンケート調査を実施しました。

調査期間 平成22年2月17日～3月3日

調査方法 郵送方式

内 容	市民意向調査	NPO法人実態調査	社会福祉施設実態調査
対 象	16歳以上の市民から無作為に抽出した5,000人	市内で保健福祉分野の活動を行っているNPO法人153法人	社会福祉法人が経営する市内の社会福祉施設196施設
回収数	2,305票 (回収率46.1%)	63票 (回収率41.2%)	128票 (回収率65.3%)

(調査の結果は、13～15ページを参照ください。)

②住民座談会（市社会福祉協議会・策定委員会による共催）

地域特性の異なる各区1地区（計5地区）を選定し、地域住民の方々をはじめ地域に関わるさまざまな団体の参加と協力のもと、地域保健福祉の課題等について話し合う「住民座談会」を平成22年7月から11月に開催しました。（結果は16～18ページを参照ください。）

{	青葉区：五橋地区	宮城野区：岩切地区	若林区：七郷地区
	太白区：秋保地区	泉区：南光台東部地区	

③市民フォーラム（地域福祉セミナー）

「住民座談会」で出された課題や、地域保健福祉の推進における市民との連携・協働の必要性について、広く参加者と共有することを目的として、平成22年11月6日および平成24年2月29日に「地域福祉セミナー」を開催しました。（市社会福祉協議会との共催）

④パブリックコメント

平成22年12月22日から平成23年1月31日までパブリックコメントを行い、計画の中間案をホームページ、市政情報センターや各区役所、市民センター、地域包括支援センター等で公開し、広く市民の意見をいただきました。

(3)東日本大震災後の市民意見の反映

①策定委員会

震災後の策定委員会では、震災直後の混乱ぶりや、町内会長、民生委員など地域のキーパーソンの踏ん張り、ボランティアとしての中学生・高校生・大学生の活躍、地域との関わりが薄かった働く世代や主婦、シニア世代等による助け合い、避難所の運営、要援護者の支援などについて策定委員からさまざまな課題やよくできた事例などが挙げられました。

また、「地域のカや絆の大切さがあらためて実感された」「日頃からの顔の見える関係づくりが重要」といった意見が挙げられました。

②市民アンケートなど

「地域防災計画」等の見直しの参考とするため実施した市民アンケート、被災者の生活再建等のために実施した意向調査、市社会福祉協議会が運営する地域支えあいセンターへの相談内容などから、課題の整理を行いました。